

山梨県中小企業等生産性向上補助金活用サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、エネルギー価格や物価高騰に直面する中小企業者等の生産性向上を図るため、中小企業者等が補助制度の申請に関する手続について、行政書士等に申請代理を委任する際に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、山梨県内に補助対象事業を実施する事業所を有し、別表1に定める補助制度を申請する者であって、山梨県行政書士会に入会している者をいう。
- (2) 「行政書士」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づき行政書士名簿に登録された者をいう。
- (3) 「社会保険労務士」とは、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に基づき社会保険労務士名簿に登録された者であって、山梨県社会保険労務士会に入会している者をいう。
- (4) 「事業所」とは、財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続して行われている事務所、施設、工場その他の事業場をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、山梨県内に所在する事業所において事業を実施している中小企業等であって、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 山梨県の県税の滞納がないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (6) 別に定める誓約書の記載事項を遵守すること。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中小企業等が補助制度の申請に関する手続について、行政書士又は社会保険労務士に、当該行政書士又は社会保険労務士が法令に基づき行うことができる範囲内で、申請書類の作成、提出手続の代理又は提出代行を委任する際に要する経費とする。ただし、国又は地方公共団体が交付する他の補助制度の交付を受けるものについては、補助対象経費としない。

- 2 この補助金の補助率、補助上限額及び交付の対象となる補助制度については別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、別に定める関係書類等を添付し、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、当該補助対象経費から消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。
- 3 補助対象経費から算定した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により適性と認めるときは、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増加を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うこと。
- (4) 同一の補助対象経費で、国、県、市町村等が実施する補助制度と併用して交付を受けないこと。
- (5) 前条の規定による交付の決定があった日の属する年度の翌年度から起算して5年間、必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (7) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- (8) 補助事業は、別に定める補助対象期間中において実施すること。
- (9) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難とな

った場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第6条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第9条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

3 申請者は、前項により事前着手した後に、第6条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

(状況報告等)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、別に定める日までに、実績報告書(様式第7号)に、別に定める関係書類等を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

2 第1項の規定にかかわらず、第9条第1項ただし書きの規定により知事がやむを得ない理由がある場合として事前着手が認められた補助事業者のうち、交付決定前に補助事業が完了しているものは、交付決定日から起算して1箇月以内に実績報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の実績報告を行うに当たっては、当該補助対象経費から消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものと

する。

- 2 実績報告に補助対象外経費が含まれている場合、交付額から減額して補助金の額を確定することがある。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、第 6 条の交付決定額の 10 分の 8 を上限に、概算払により交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、第 7 条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第 6 条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第 7 条の規定による申請なく、事業内容等を変更した場合
- (4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、処分制限財産について処分制限期間中は前項の書類を整備保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年6月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

本補助金の補助率、補助上限額及び交付の対象となる補助制度は以下のとおりとする。

補助制度		補助率	補助上限額
実施主体	補助金（助成金）		
山梨県	中小企業等生産性向上設備整備等支援事業費補助金 賃金アップ企業等省エネ・再エネ設備導入支援事業費補助金 賃金アップ環境改善事業費補助金 中小企業市場開拓支援事業費補助金 やまなしイノベーション創出事業費補助金 地場産業チャレンジ支援補助金 地域商業にぎわい創出支援事業費補助金 物流基盤強化事業費補助金 その他生産性向上を目的とする補助金・助成金で知事が認めたもの	10 / 10	補助制度の1申請あたり上限10万円
経済産業省	ものづくり補助金 中小企業省力化投資補助金 デジタル化・AI 導入補助金 小規模事業者持続化補助金 新事業進出補助金 その他生産性向上を目的とする補助金・助成金で知事が認めたもの		
厚生労働省	業務改善助成金 キャリアアップ助成金 働き方改革推進支援助成金 産業雇用安定助成金 その他生産性向上を目的とする補助金・助成金で知事が認めたもの		